

沖縄県では、原油価格・物価高騰等で影響を受けた事業者の方々に向けて、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）」を活用し、新たな支援制度をご用意しました。

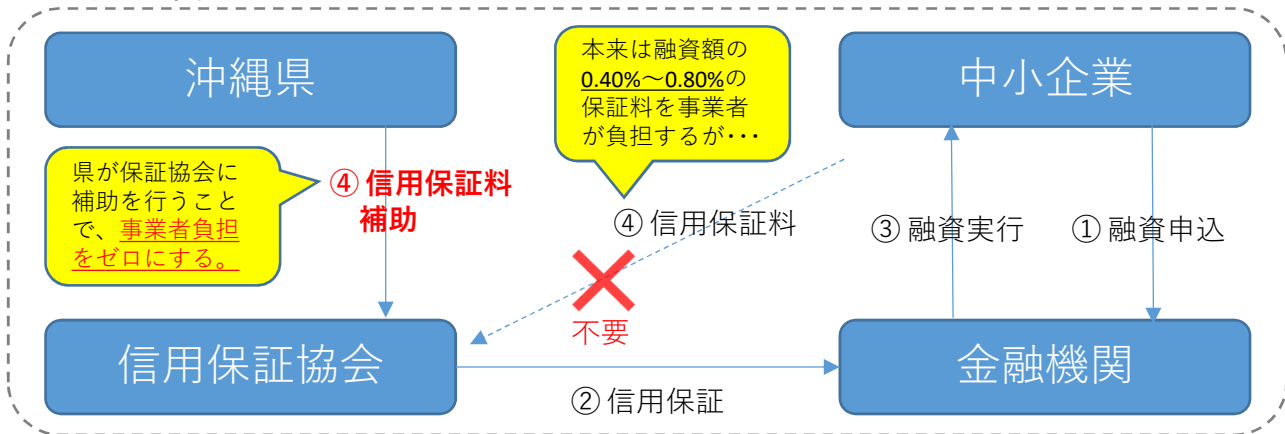
1 支援制度概要

原油・原材料等高騰を要因として「中小企業セーフティネット資金」を申し込む方については、令和4年6月21日から令和4年12月31日までに融資実行された場合に限り、信用保証料がゼロとなります。

中小企業セーフティネット資金（原油・原材料等高騰）

融資対象
製品等原価のうち、10%以上を占める原油・原材料等の仕入価格が10%以上上昇しているにも関わらず、製品等原価に転嫁できていない者（最近3ヶ月間の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格を上回っていること）
融資限度額
3,000万円（運転資金のみ）
融資期間（据置期間）
7年（1年）
融資利率
1.60%
保証料率
0.40%～0.80%
→ 令和4年6月21日から令和4年12月31日までに融資実行された場合に限りゼロとする。
申込先
沖縄県融資制度取扱金融機関

2 スキーム図



3 利用方法

「中小企業セーフティネット資金（原油・原材料等高騰）」に該当し、対象期間内にご融資を受けられる方であれば特別な申込み等は必要ありません。信用保証協会が融資実行を確認した後、本支援制度を適用します。